

外国人支援コーディネーター養成研修実施要綱

令和6年4月19日
出入国在留管理庁長官決定
令和7年2月27日
一部改正
令和8年2月18日
一部改正

1 趣旨・目的

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップで掲げられた共生社会の三つのビジョン^(注1)を実現するためには、生活上の困りごと^(注2)に直面した外国人が、利用可能な支援サービスや解決に向けた道筋を速やかに見つけて解決を図り、安定的・継続的に在留して能力を発揮することができる環境を整備していく必要がある。

外国人支援コーディネーター養成研修は、外国人が必要とする情報を提供するとともに、専門的な知識や技術等に基づいて生活上の困りごとを抱えた外国人を適切な支援につないで解決に導く役割を担うほか、外国人の受入れ環境の整備へ貢献していく役割を果たすことも期待される専門人材として、外国人支援コーディネーターを育成・認証し社会に輩出していくことを目的として実施するものである。

(注1) 「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」及び「個人の尊厳と人権を尊重した社会」

(注2) 日常生活上、社会生活上及び職業生活上の困りごとをいう。

2 外国人支援コーディネーター

外国人支援コーディネーターとは、「生活上の困りごとを抱えた外国人^(注3)に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導く^(注4)ほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材」をいう。

(注3) 国籍にかかわらず外国にルーツを持つ者を含む。

(注4) 相談者が主体的に困りごとの解決に向けて動いていくように導くことを含む。

3 実施主体等

養成研修の実施主体は、出入国在留管理庁とし、養成研修の実施に必要な運営業務等は、業務委託により実施する。

4 対象者

次の（１）①から③のいずれかの相談窓口^{（注５）}において、現に、外国人からの相談対応業務（相談対応者に助言・指導する業務を含む。）に従事している者で、（２）①から④のいずれかの相談窓口において、相談対応業務に一定期間^{（注６）}従事した実務経験を有することが客観的に確認できる者とする。

ただし、（３）①から⑤のいずれかの国家資格保有者については、実務経験を不要とする。

（１）現在の従事場所

- ① 国が運営する外国人向けの相談窓口
- ② 地方公共団体が運営する外国人向けの相談窓口
- ③ 国又は地方公共団体の委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口

（２）実務経験場所

- ① 国が運営する外国人向けの相談窓口
- ② 地方公共団体が運営する外国人向けの相談窓口
- ③ 国又は地方公共団体の委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口
- ④ 民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口

（３）実務経験を不要とする国家資格

- ① 社会福祉士
- ② キャリアコンサルタント
- ③ キャリアコンサルティング技能士（１級・２級）
- ④ 公認心理師
- ⑤ 精神保健福祉士

（注５）在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等に関し、通年で、情報提供及び相談を無償かつ多言語で行うワンストップ型又はこれらの事項の一部を取り扱う相談窓口であり、外国人受入環境整備交付金の交付の有無は問わない。

（注６）研修開始日から起算して直近５年以内に、外国人相談窓口における相談対応者（相談対応者に助言・指導する者を含む。）としての在職期間が１年以上あり、かつ、当該在職期間中における従業日数が１８０日以上

であること。

5 研修の実施形式等

(1) 実施形式

養成研修は、「養成課程①」、「実践」及び「養成課程②」の3段階で実施する。

(2) 研修内容

ア 養成課程①（オンライン研修）

- (ア) オンデマンド方式により講義動画を視聴する形で実施する。
 - (イ) 受講内容の習得状況を確認するための確認テストを実施する。
 - (ウ) 研修の科目、時間数、内容、目的等については、別途、出入国在留管理庁において定める。
 - (エ) 確認テスト^(注7)に合格した者のみが「実践」に進むことができる。
- (注7) 受講生は、研修受講サイトにおいて確認テストとして、各科目群の受講ごとに実施する「小テスト」(計5回)及び全ての科目群の受講終了後に実施する「総合確認テスト」(1回)を受験する。

イ 実践

- (ア) 養成研修の受講生が所属する職場等において、「養成課程①」で習得した基本的な専門的知識等を用いた実践と課題(あらかじめ設定した受講生自身の取組目標)に取り組むとともに、日々の振り返りと省察を行う形で実施する。
- (イ) 「実践」の開始後、出入国在留管理庁が指定する時期に、取組状況の中間報告を実施する。
- (ウ) 「実践」の最終段階において、「実践」における学習内容の確認と振り返りを行うための課題レポートを作成する。
- (エ) 上記(イ)記載の取組状況の中間報告又は上記(ウ)記載の課題レポートを提出しなかった者は、それ以降の受講を辞退したものとして取り扱う。したがって、未提出者は、それ以降の「養成課程②」に進むことはできず、修了認定テストを受験することもできないものとする。

ウ 養成課程②（集合研修）

- (ア) 出入国在留管理庁が指定する研修会場において、集合研修の形で実施する。
- (イ) 「養成課程②」の受講を終えた受講生に対し、修了認定テストを実施する。
- (ウ) 「養成課程②」の時間数、内容、目的等については、別途、出入国在留管理庁において定める。

(3) 講師

講師は、各科目の分野に関する、知識や技術、実務経験、教育を実施した経験を有する者を選定することとし、出入国在留管理庁において選定を行う。

6 認定証の交付等

(1) 外国人支援コーディネーターの認証

「養成課程②」の修了認定テストに合格し、かつ、次のアからエの欠格事由に該当していない者を、外国人支援コーディネーターとして認証する。

ただし、出入国在留管理庁が定める欠格事由に該当するにもかかわらず、適正な申請によらず認証を受けるなど、不正な手段により認証を受けた場合及び事後に欠格事由に該当することが判明した場合は、出入国在留管理庁は、その認証を取り消すものとする。

ア 精神の機能の障害により外国人支援コーディネーターの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 入管法又は技能実習法以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 外国人支援コーディネーターの認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(2) 認定審査委員会の開催

ア 修了認定テストの問題の監修・審査、受講生の修了認定テストの合否及び出入国在留管理庁が定めた欠格事由の該当性の審査を行い、修了認定を与える者の決定を行うことを目的として、認定審査委員会を開催する。

イ 認定審査委員会の委員は、「養成課程②」の講師を中心に選定する。

(3) 認定証の交付

出入国在留管理庁は、認定審査委員会において、修了認定を行うと決定された者に対し、認定証を交付する。

(4) 認証の更新

外国人支援コーディネーターの認証の有効期間は、認証を受けた日が属

する年度の翌年度の4月1日から3年とし、有効期間内に、出入国在留管理庁が別途実施する認証更新研修を受講・修了しなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（認証更新研修を修了した場合は、新たな有効期間が記載された認定証を交付する。）。

7 認定者名簿の作成・管理

修了認定を受ける者が確定した後、認定者名簿を作成し、出入国在留管理庁において管理する。

8 養成研修の実施に必要な運営業務等の業務委託

養成研修の実施に必要な運営業務等の業務委託に当たっては、出入国在留管理庁が講師や講義内容の質を確保できる形で実施する。